

千葉市消防団応援事業所制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の店舗、事務所及び営業所（以下「事業所」という。）が、千葉市消防団応援事業所（以下「応援事業所」という。）として千葉市消防団（以下「消防団」という。）を応援することにより、千葉市消防団員（以下「団員」という。）の確保と地域防災力の充実強化を目的とした千葉市消防団応援事業所制度の実施に関し、必要な事項について定めるものとする。

(応援事業所)

第2条 応援事業所は、次に掲げる要件に適合する事業所であって、第4条の規定により登録された事業所をいう。

- (1) 団員に各種サービスや割引等（以下「サービス等」という。）の提供を行うなど、様々な支援で消防団を応援すること。
- (2) 宗教活動及び政治活動に関係していないこと。
- (3) 構成員が、千葉市暴力団排除条例第9条に規定する暴力団員等又は暴力団関係者に該当していないこと。

(申請)

第3条 応援事業所の登録を希望する事業者（法人でない団体で代表者又は管理人等の定めがあるものを含む。以下同じ。）は、千葉市消防団応援事業所登録申請書（様式第1号）により消防長に申請するものとする。

(登録)

第4条 消防長は、前条の規定による申請があった場合は、応援事業所として事業所を登録するものとする。ただし、消防長は、事業者又は事業所に重大な消防法令違反がある等、応援事業所として事業所を登録することが適当でないと認める場合は、その理由を事業者及び事業所に対して説明し、応援事業所の登録はしないものとする。

(登録証及び表示証)

第5条 消防長は、応援事業所の登録を行った場合は、千葉市消防団応援事業所登録証（様式第2号）（以下「登録証」という。）及び交付千葉市消防団応援事業所表示証（様式第3号）（以下「表示証」という。）を事業所に交付するものとする。

2 応援事業所は、次に掲げる場所等に表示証を掲示することができる。

- (1) 事業所内の団員の目につきやすい場所
 - (2) 事業所のパンフレット、チラシ、ポスター、看板、インターネット等により行う映像その他の広告
- （サービス等の提供）

第6条 応援事業所は、団員に対してサービス等を提供する際には、千葉市消防団の組織等に関する規則（昭和51年3月31日規則第18号）第11条第2項に定める消防団員証の提示を受けるものとする。

（応援事業所の公表）

第7条 消防長は、インターネット等を利用し、応援事業所の名称等を公表するものとする。

（登録の変更、廃止）

第8条 応援事業所は、その登録を変更又は廃止しようとする場合は、千葉市消防団応援事業所登録変更・廃止申請書（様式第4号）により、消防長に申請するものとする。

2 消防長は、前項の規定により変更の申請があった場合は登録を変更し、既に交付した登録証の記載内容に変更が生じる場合は、変更後の登録証を事業所に交付するとともに、変更前の登録証を返還させるものとする。

3 消防長は、第1項の規定により廃止の申請があった場合は登録を廃止し、登録証及び表示証を返還させるものとする。

（登録の取消し）

第9条 消防長は、偽りその他不正な手段により応援事業所に登録された又は第2条各号に掲げる要件に適合しない等、応援事業所としての登録が適当でないと認める事業所に対して、その登録の取消しを千葉市消防団応援事業所登録取消通知書（様式第5号）により通知し、速やかに登録証及び表示証を返還させるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。